

令和3年度教育委員活動及び事務事業
自己点検・評価結果報告書

令和4年11月

さつま町教育委員会

目 次

| | | |
|-----|----------------------------------|---|
| I | 教育委員会の自己点検・評価制度の概要等 | 1 |
| 1 | 制度の概要 | |
| 2 | さつま町教育委員会の取り組み方針 | |
| (1) | 教育委員の活動状況等 | |
| (2) | 事務局事業の評価等 | |
| (3) | 評価の方法等 | |
| II | 教育委員会の自己点検・評価 | 2 |
| 1 | 教育委員の活動等 | |
| 2 | 委員の自己点検・評価結果 | 3 |
| III | 教育委員会事務局の活動等 | 4 |
| 1 | 教育委員会事務局説明資料 | |
| | ※ 資料は、決算特別委員会提出資料と同じ（教育委員会関係分のみ） | |
| (1) | 令和3年度 主要施策の成果説明書 | |
| (2) | 令和3年度 教育行政事務事業一覧（教育委員会分） | |
| (3) | 令和3年度 燃ゆる感動かごしま国体さつま町実行委員会事業報告 | |
| 2 | 教育行政の重点施策の評価結果 | 5 |
| IV | 自己点検・評価に対しての学識経験者からの意見・要望等 | 7 |
| | 〔資料〕 | 8 |
| | 教育に関する事務の点検及び評価の実施に関する要綱 | |
| | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋） | |
| | さつま町教育委員会 教育委員名簿 | |

I 教育委員会の自己点検・評価制度の概要等

1 制度の概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定により、教育委員会は「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価」を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、住民に対して公表することとされている。

また、その実施に当たっては、教育に関し学識経験者の知見の活用を図ることとされている。

2 さつま町教育委員会の取組方針

教育委員会としては、次の二つの観点から点検・評価を実施した。

一つは教育委員の活動状況を教育委員自身が自己点検・評価を実施することとし、二つは、事務局実施の事業について、関係各課等が自己点検・評価を実施し、それらをもとに教育委員がさらに評価を実施することとした。

なお、本年は、9月初旬に事務局による事務事業評価を実施し、9月中旬から10月にかけて教育委員による自己点検及び事務事業評価を実施、その後、学識経験者の意見等を聴くこととし、11月の定例教育委員会を経て、12月議会に「教育委員会活動及び事務事業自己点検・評価結果報告書」として提出することとした。

(1) 教育委員の活動状況等

教育委員会会議の運営・改善、教育委員研修・活動等の項目とし、自己評価をすることとした。

(2) 事務局事業の評価等

各課等の事務事業について、各補佐・係長が自己点検・評価を実施し、さらに各課（室・所）長が点検・評価をしたものを教育委員が点検・評価することとした。

(3) 評価の方法等

教育委員の活動状況評価は、教育委員の評価の平均、事務局事業の評価は、各課等の評価に基づき各教育委員が評価しその平均とした。

Ⅱ 教育委員会の自己点検・評価

1 教育委員の活動等

研修および活動等については、平均3.79（5点満点中）の評価点である。コロナ禍において活動が自粛された状況においては、概ね良と判断される。

- (1) 毎月開催する教育委員会定例会については、会議資料の事前配布や関連資料の配布により、審議内容の事前確認に努めた。
また、定例会終了後に毎回、教育長及び委員との意見交換を実施し、教育の現状やお互いが持つ情報の共有化を図り、委員として教育行政に関する資質向上に努めた。
- (2) 町長が招集する総合教育会議については、事業年度の具体的取組実績及び事業計画について意見、協議するとともに、「学校再編」や「学校施設の整備」、「ICTを活用した学習活動の推進」への対応など、町長との意見交換を実施した。
- (3) 新型コロナウイルス感染症拡大による影響はあったが、感染防止対策を実施しながら、可能な限り小・中学校への学校訪問や学校行事等へ参加した。
- (4) 県教育委員会主催の「教育委員会委員研修会」へ出席し、県内自治体の取組状況や学校における新型コロナウイルス感染症対策などについて情報収集を行った。

今後においても、委員自身の自己研修および相互研修の充実により、教育委員会の全体の活性化を図っていきたい。

2 委員の自己点検・評価結果

| 評価項目 | 評価の観点 | 評価 | 備考(反省点等) |
|------------------|--|------|---|
| 1 教育委員会の会議の運営・改善 | 1 定例会・臨時会の会議は適切に開催されたか。 (回数・時期・日程・審議件数等) | 5.00 | |
| | 2 事前資料・関連資料等の配付が適切になされたか。 | 5.00 | |
| | 3 必要に応じて、報告・連絡・相談及び事前勉強会や相互研修等がなされたか。 | 4.25 | |
| | 4 議案(報告)等の審議にあたっては適切な意見交換がなされ十分審議されたか。 | 4.75 | |
| | 5 委員の意見・提案は施策に反映されたか。 | 3.75 | |
| | 6 会議及び会議録の公開・広報等は適切になされたか。 | 4.25 | 定例会会議録のホームページ公表が必要では。 |
| 2 委員の研修等 | 7 国・県・地区・町等のバランスのとれた研修計画がなされたか。 | 3.25 | |
| | 8 当面する課題に対する研修が適切になされたか。 | 3.00 | |
| | 9 研修の成果が施策に反映されたか。 | 2.75 | |
| 3 委員の活動等 | 10 教育委員会主催行事・学校行事・各種団体主催行事・地域行事等の委員への連絡・通知等は適切になされたか。 | 4.75 | |
| | 11 教育委員会主催行事・学校行事・各種団体主催行事・地域行事等の委員の参加は適切になされたか。 | 3.75 | コロナ禍前のように思うように参加できなかった。 |
| | 12 各種行事等に対する改善点について委員の意見・提案がなされたか。また、意見・提案は改善等に反映されたか。 | 3.25 | |
| | 13 委員による町民等からの相談・意見・情報等の把握及びそれらに対する適切な対応がなされたか。 | 2.75 | |
| | 14 委員と町長・副町長・議会等との情報交換会等は適切になされたか。 | 2.50 | 情報交換の機会を設定いただきたい。 |
| | 総合評点(平均) | 3.79 | 【70点満点】53.00点 R2 3.55 R元 3.75 H30 3.89 |

評価 (注1) 評価点 5 = <たいへんよくできた> 4 = <よくできた> 3 = <ふつう>
2 = <やや不十分> 1 = <不十分>

(注2) 総合評点 全ての評価点の平均点(合計点÷14)

II 教育委員会事務局の活動等

さつま町教育行政の指針となる「さつま町教育大綱」及び「第2次さつま町教育振興基本計画」に基づき、教育に関する各分野の事務についてその推進を図った。

教育委員会各課等における令和3年度教育行政事務事業の評価については、10点満点中、平均値7.56で教育委員の評価については平均6.13の評価点であった。

令和3年度においても新型コロナウイルス感染症の影響により、会議、研修会、行事等制限された状況もあったが、感染症拡大防止対策を徹底しながら各種事務事業を推進した。

1 教育委員会事務局説明資料（別添）

| NO | 課等名 | 令和3年度 教育行政事務事業一覧表 (別冊) | 令和3年度 主要施策の成果説明書 (別冊) | その他資料 |
|----|----------|------------------------------|-----------------------------|--|
| 1 | 教育総務課 | P8～P11上段 | P3 | |
| 2 | 学校教育課 | P1～P7 | P1～P3 | |
| 3 | 学校給食センター | P11下段～P13 | P4 | |
| 4 | 社会教育課 | P14～P31 | P5～P11 | |
| 5 | 国体推進室 | P32 | | 令和3年度 燃ゆる感動かごしま国体 さつま町実行委員会事業 報告(A4 1枚) |

2 教育行政の重点施策の評価結果

令和3年度 教育行政事務事業一覧

| NO | ページ | 事務事業名 | 評価 | | 担当課 |
|----|-----|---------------------|-----|------|-----------------------|
| | | | 担当課 | 教育委員 | |
| 1 | 1 | さつま学（郷土教育）の推進 | 8 | 6 | 学校教育課 教育指導係 |
| 2 | | 町教育研究会事業 | 8 | 6 | 学校教育課 教育指導係 |
| 3 | 2 | さつま町特別支援教育支援員派遣事業 | 8 | 7 | 学校教育課 教育企画係 |
| 4 | | 小・中・高連携推進事業 | 8 | 5 | 学校教育課 教育指導係 |
| 5 | 3 | 外国青年招致事業 | 8 | 7 | 学校教育課 教育指導係 |
| 6 | | 理科支援員等実践研究事業 | 9 | 7 | 学校教育課 教育指導係 |
| 7 | 4 | 小・中学校授業力向上推進事業 | 8 | 5 | 学校教育課 教育指導係 |
| 8 | | さつまっ子読書推進事業 | 7 | 6 | 学校教育課 教育指導係 |
| 9 | 5 | 「早寝・早起き・朝ごはん運動」推進事業 | 7 | 6 | 学校教育課 教育指導係 |
| 10 | | 生徒の教育相談 | 8 | 6 | 学校教育課 教育企画係 |
| 11 | 6 | スクールソーシャルワーカー活用事業 | 9 | 7 | 学校教育課 教育企画係 |
| 12 | | 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業 | 9 | 7 | 学校教育課 教育指導係 |
| 13 | 7 | 人権同和教育事業（小学校） | 8 | 7 | 学校教育課 教育指導係 |
| 14 | | 人権同和教育事業（中学校） | 8 | 7 | 学校教育課 教育指導係 |
| 15 | 8 | 教育委員会事務局費 | 8 | 7 | 教育総務課 総務係 |
| 16 | | 教職員住宅管理費 | 8 | 4 | 教育総務課 総務係 |
| 17 | 9 | 小学校共通管理費（学校管理費） | 8 | 6 | 教育総務課 総務係 |
| 18 | | 小学校再編準備事業費 | 9 | 7 | 教育総務課 総務係 |
| 19 | 10 | 中学校管理費（学校管理費） | 8 | 7 | 教育総務課 総務係 |
| 20 | | 小学校共通管理費（教育振興費） | 8 | 7 | 教育総務課 総務係 |
| 21 | 11 | 中学校共通管理費（教育振興費） | 8 | 7 | 教育総務課 総務係 |
| 22 | | 宮之城学校給食センター管理運営 | 9 | 7 | 学校給食センター 宮之城学校給食センター係 |
| 23 | 12 | 鶴田学校給食センター管理運営 | 9 | 7 | 学校給食センター 鶴田学校給食センター係 |
| 24 | | 学校給食の地産地消の推進 | 8 | 6 | 学校給食センター 宮之城学校給食センター係 |
| 25 | 13 | 学校給食センターの民間委託の検討 | 5 | 3 | 学校給食センター 宮之城学校給食センター係 |
| 26 | | 学校給食費助成事業 | 7 | 7 | 学校給食センター 宮之城学校給食センター係 |
| 27 | 14 | 社会教育事務事業 | 7 | 6 | 社会教育課 社会教育係 |
| 28 | | 生涯学習推進事業 | 8 | 7 | 社会教育課 社会教育係 |
| 29 | 15 | 家庭教育学級推進事業 | 7 | 7 | 社会教育課 社会教育係 |
| 30 | | 高齢者学習活動促進事業 | 7 | 6 | 社会教育課 社会教育係 |
| 31 | 16 | 青少年育成推進事業 | 8 | 6 | 社会教育課 社会教育係 |
| 32 | | 「さつまの日」推進事業 | 6 | 4 | 社会教育課 社会教育係 |

令和3年度 教育行政事務事業一覧

| NO | ページ | 事務事業名 | 評価 | | 担当課 |
|-----|-----|-----------------|------|------|---------------|
| | | | 担当課 | 教育委員 | |
| 33 | 17 | 学校応援団推進事業 | 5 | 3 | 社会教育課 社会教育係 |
| 34 | | 社会同和教育推進事業 | 7 | 6 | 社会教育課 社会教育係 |
| 35 | 18 | 自治活動推進事業 | 7 | 5 | 社会教育課 社会教育係 |
| 36 | | 公民館等管理運営事務事業 | 8 | 6 | 社会教育課 社会教育係 |
| 37 | 19 | 屋地楽習館管理事業 | 7 | 6 | 社会教育課 社会教育係 |
| 38 | | 集会所管理事業 | 8 | 6 | 社会教育課 社会教育係 |
| 39 | 20 | 鶴田中央公民館管理事業 | 8 | 6 | 社会教育課 社会教育係 |
| 40 | | 鶴田地区集会所指定管理事業 | 8 | 6 | 社会教育課 社会教育係 |
| 41 | 21 | 薩摩中央公民館管理費 | 8 | 6 | 社会教育課 社会教育係 |
| 42 | | 交流館管理事業 | 7 | 6 | 社会教育課 社会教育係 |
| 43 | 22 | 図書室運営事業 | 7 | 6 | 社会教育課 社会教育係 |
| 44 | | ブックスタート事業 | 8 | 8 | 社会教育課 社会教育係 |
| 45 | 23 | 社会体育事業費 | 6 | 5 | 社会教育課 スポーツ振興係 |
| 46 | | 学校開放事業費 | 4 | 3 | 社会教育課 スポーツ振興係 |
| 47 | 24 | 体育施設管理費 | 7 | 5 | 社会教育課 スポーツ振興係 |
| 48 | | 宮之城総合体育館管理費 | 7 | 7 | 社会教育課 スポーツ振興係 |
| 49 | 25 | 宮之城武道館管理費 | 7 | 5 | 社会教育課 スポーツ振興係 |
| 50 | | 宮之城屋内温泉プール等管理費 | 8 | 8 | 社会教育課 スポーツ振興係 |
| 51 | 26 | 鶴田体育館管理費 | 9 | 7 | 社会教育課 スポーツ振興係 |
| 52 | | 鶴田武道館管理費 | 9 | 7 | 社会教育課 スポーツ振興係 |
| 53 | 27 | 薩摩B&Gプール・体育館管理費 | 8 | 7 | 社会教育課 スポーツ振興係 |
| 54 | | 視聴覚教育推進事業 | 9 | 6 | 社会教育課 文化係 |
| 55 | 28 | 芸術文化活動事業 | 8 | 7 | 社会教育課 文化係 |
| 56 | | 文化センター管理運営事業 | 7 | 6 | 社会教育課 文化係 |
| 57 | 29 | 郷土芸能伝承活動事業 | 7 | 5 | 社会教育課 文化係 |
| 58 | | 郷土学習推進事業 | 9 | 7 | 社会教育課 文化係 |
| 59 | 30 | 文化財保護事業 | 8 | 6 | 社会教育課 文化係 |
| 60 | | 文化財ボランティアの活動 | 8 | 6 | 社会教育課 文化係 |
| 61 | 31 | 埋蔵文化財調査事業 | 9 | 6 | 社会教育課 文化係 |
| 62 | | 歴史民俗資料館運営事業 | 8 | 6 | 社会教育課 文化係 |
| 63 | 32 | 国体推進事業費 | 8 | 7 | 国体推進室 国体推進係 |
| | | | | | |
| 平均値 | | | 7.56 | 6.13 | |

IV 自己点検・評価に対しての学識経験者からの意見・要望等

- (1) G I G Aスクール構想の推進はスピーディに取り組まれていると評価できる。県内の他の自治体と比較しても、利活用が図られていると受けとめている。タブレット端末の持ち帰り学習についても検討いただきたい。
- (2) 不登校の児童生徒が自宅で授業を受けることができる環境の整備もさらに進めていただきたい。
- (3) 休職職員の代替職員補充について、教職員不足の状況は理解するが、なるべく早く子どもたちの学習環境が整備されるよう要望する。
- (4) 町はSDG sの宣言をされたが、学校給食について、農家が廃棄される野菜等の活用は考えられないか。安定的な量の確保や、安全が重要であると思うが、相当な量の廃棄がされる実情があるので御検討いただきたい。
- (5) 公民館施設について、災害等緊急時の利用方法や避難者の支援等、担当部署と連携を図っていただきたい。
- (6) かがしま国体まで1年となった。本町は少年ラグビーの大会が開催されるが、残念なことにラグビー人口が減少傾向にある。先日は公立の加治木工業高校が県の大会で優勝された。今、薩摩中央高校には加治木工業高校ラグビー部を指導されていた教諭が監督として来られている。是非、ラグビーで大会を、町を盛り上げていただきたい。

[資 料]

教育に関する事務の点検及び評価の実施に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、さつま町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、自己点検及び評価（以下「事務点検評価」という。）を実施することに関し必要な事項を定め、効果的な教育行政の推進に資することを目的とする。

(事務点検評価の実施)

第2条 教育委員会は、毎年、前年度に係るその権限に属するすべての事務を対象に事務点検評価を行う。

(外部の有識者の知見の活用等)

第3条 教育委員会は、事務点検評価の客観性を確保するため、外部の有識者（以下「外部評価委員」という。）の知見を活用するものとする。

- 1 外部評価委員は、教育に関する有識者で、教育行政について客観的に意見を述べることができる者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 2 外部評価委員は、教育委員会の事務点検評価について、意見・要望等を述べるものとする。
- 3 外部評価委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。欠員が生じた場合における補充者の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務点検評価結果の活用)

第4条 教育委員会は、事務点検評価結果を教育施設の企画立案等、効果的な教育行政の推進等に活用するものとする。

(町議会への報告等)

第5条 教育委員会は、事務点検評価に係る報告書を作成し、町議会に提出するとともに、公表するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、事務点検評価に必要な事項については、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (抜粋)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験者を有する者の知見の活用を図るものとする。

さつま町教育委員会 教育委員名簿 (令和4年11月現在)

| 職 名 | 氏 名 |
|-------------------|---------|
| 教 育 長 | 原 園 修 二 |
| 委 員 (教育長職務代理者) | 上別府 克 朗 |
| 委 員 | 白 坂 和 美 |
| 委 員 | 手 塚 千 草 |
| 委 員 | 新 留 智 子 |